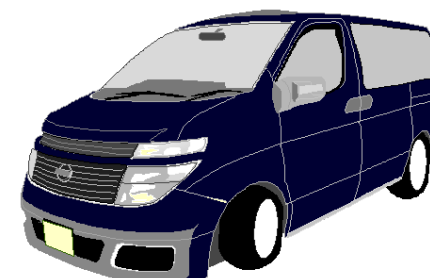




# 安全運転のポイント



福井県警察



# 教養の項目

- 1 仕事で運転、不安なことありませんか？
- 2 知っていますか？社有車のこと
- 3 運転姿勢を見直してみませんか？
- 4 実は駐車場って危険なんです！？
- 5 交通事故を起こしてしまっても・・・

# 1 仕事で運転、不安なことありませんか？



運転中に仕事の電話が携帯にかかってきたら、つい出ちゃいそう。  
ながら運転の罰則が強化されたし、そもそも、交通事故を起こしたら  
大変なのは分かっているつもりだけど・・・

- ドライブモードに設定しておく心理的に安心だよ！
- ハンズフリー装置は違反じゃないけど、＝安全ではないからより注意！
- 二人以上で乗るなら、運転する人が誰か職場に伝えておくといいかも
- 職場からかける場合は、3コールまでって決めたらどうかな？



仕事だとどうしても早く着きたいと思って、つい急いちゃうこと。  
知らない道を通ることも多いけど、そんなときは余計に不安になるか  
なあ・・・

- 信号機は1サイクル待っても2分ほど。守ったほうが絶対によい！
- 道に迷いながらの運転は危険。迷ったら一旦運転中止！
- ナビの画像を注視しながらの運転は、そもそも交通違反だよ。
- 職場から相手先に到着時間を連絡してもらうのはどうかな？



みんなで話し合ってみるといろいろ対応策が出てきますよ。

## 2 知っていますか？社有車のこと



みなさんの会社の社有車は、どんな車ですか？  
セダン、ミニバン、ライトバン、トラックなどお仕事によって、  
いろいろかと思えます。

1号車から〇号車までが同じ車種の会社もありますよね。  
職種によっては、いつも同じ車があてがわれるとは限らないとい  
う方もおられることでしょう。

社有車は、マイカーといろいろ勝手が異なりますよね。  
みなさん、社有車のこと、どれくらい知っていますか？



運転する車の特性を知り、その車の運転に慣れることは、安全運転  
のためにとっても大切です。

- 車には運転席から見えない範囲（いわゆる死角）があります。死角は、車の形状によって異なります。
- アクセルやブレーキなどのペダルのあそびも車によって異なります。また、同じ車でも経年変化や天候等の環境により変化する場合があります。
- 最近の車は、パーキングブレーキの作動・解除の方法が車種によっていろいろなバリエーションがありますので注意が必要です。

あらかじめ把握しておくことで、運転に対する不安を減らせます。

### 3 運転姿勢を見直してみませんか？



社有車に乗るとき、座席の位置やバックミラー等の角度を調整していますか？前に運転した方が合わせたままの状態でも運転していませんか？

正しい運転姿勢は、安全運転の第一歩です。

正しい運転姿勢を知り、自分の運転姿勢に合わせて座席の位置等を調整しましょう。



とっさのときに、ブレーキペダルを最後まで踏み切れますか？急ハンドルを切れるほど、ハンドルに力を入れることができますか？

- ① シートいっぱい深く座る（お尻とシートの間隙が空かないように。）。
- ② 強くブレーキを踏んでも膝が伸びきらない。
- ③ ハンドルを切ったときに腕が伸びきらない。
- ④ シートベルトは、ねじれ、ゆるみをとって肩ベルトが首にかからないようにし、腰ベルトは骨盤を巻くようにしっかり締めます。

正しい運転姿勢のため、座席やミラーを調整することを習慣づけましょう。

## 4 実は危険です！駐車場！？



駐車場内は、走行速度が遅いことや他車の大半が止まった状態にあることからなど、道路を走行するときほどの注意が払われず、緊張感が薄れたり油断が生じてしまいがちです。そのため「こすった」、「かすった」という軽微な事故がよく起こります。

しかし、事故の被害が軽微だからと軽く考えてはいけません。重大な人身事故につながる可能性は常に潜んでいるのです！



駐車場内は、道路と異なり、走行する車の動きが不規則で錯綜します。そのほか、運転者側にも駐車場特有の原因があると考えられます。

- ひとつのことに神経が集中し、他のことへの注意が不足しがち
- 障害物となる構造物（特に上方）に気がつかない
- あせり・急ぎからの確認不足
- 思い込み・油断・慣れのために安全の確認がおそろかになりがち
- いつもと違う行動のために安全の確認がおろそかになりがち

車を止めるまでは決して気を抜くことなく慎重に運転しましょう！



## 5 交通事故を起こしてしまっても・・・



交通社会の一員である以上、交通事故の当事者となる可能性は誰にでもあります。結果がより重大な事故になり得る、車両等の運転者等には、交通事故の場合に講じなければならない措置が定められています。

道路交通法第72条では、交通事故があったとき、車両等の運転者に対し、

- 車両等の運転停止
- 負傷者の救護
- 道路における危険を防止する措置
- 警察官への報告

をする義務を課しています。



事故の相手方が、「大丈夫」と言っても、事故を報告する義務は免れません。特に、子供や高校生は、その場の恥ずかしさや怒られるかもしれないとの心理から、「大丈夫」と言ってしまいがちです。交通事故を起こしたら、必ずその場で通報してください！！

万一のときでも、落ち着いて行動できるように備えることも大事です！

最後まで見ていただき、  
ありがとうございました。

お帰りの際も安全運転で！



福井県警察